

委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）

1. 変更協議の請求

- (1) 労務費の変動に基づく受注者からの変更協議の請求は、発注課に別紙様式を提出することにより行うこととする。
- (2) 変更協議の請求は、1年を超える複数年契約期間で、2. (2)に定める残契約期間が2. (2)に定める基準日から2ヶ月以上ある業務を対象とする。
- (3) 直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からの変更協議の請求は、1回を基本とする。

2. 協議の手順

- (1) 受注者から契約金額の変更について申出があった場合は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。
- (2) 協議は原則として、別紙「協議手続きフロー」の手順で行う。
協議請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。
 - ① 協議請求日：発注者又は受注者が契約金額の変更の協議を請求した日
 - ② 基準日：残業務量を算定し、変更後の単価を適用する日
協議請求日とすることを基本とするが、それにより難しいときは、発注者と受注者とが協議して定める
 - ③ 残契約期間：基準日以降の契約期間
- (3) 検討の結果、契約変更ができるものに該当しないと判断される場合は、その旨を速やかに回答するものとする。

3. 契約金額の変更

- (1) 変更金額は、当該業務に係る変動額のうち契約金額から基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額の受注者負担割合に相当する金額を超える額とする。歩掛の変更については考慮しない。
- (2) 基準日における残業務量を算定するために行う出来高数量の確認は、業務出来高内訳書等により行うものとする。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務量は、出来高部分に含めるものとする。

4. 留意事項

1. (1) により請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことに留意すること。

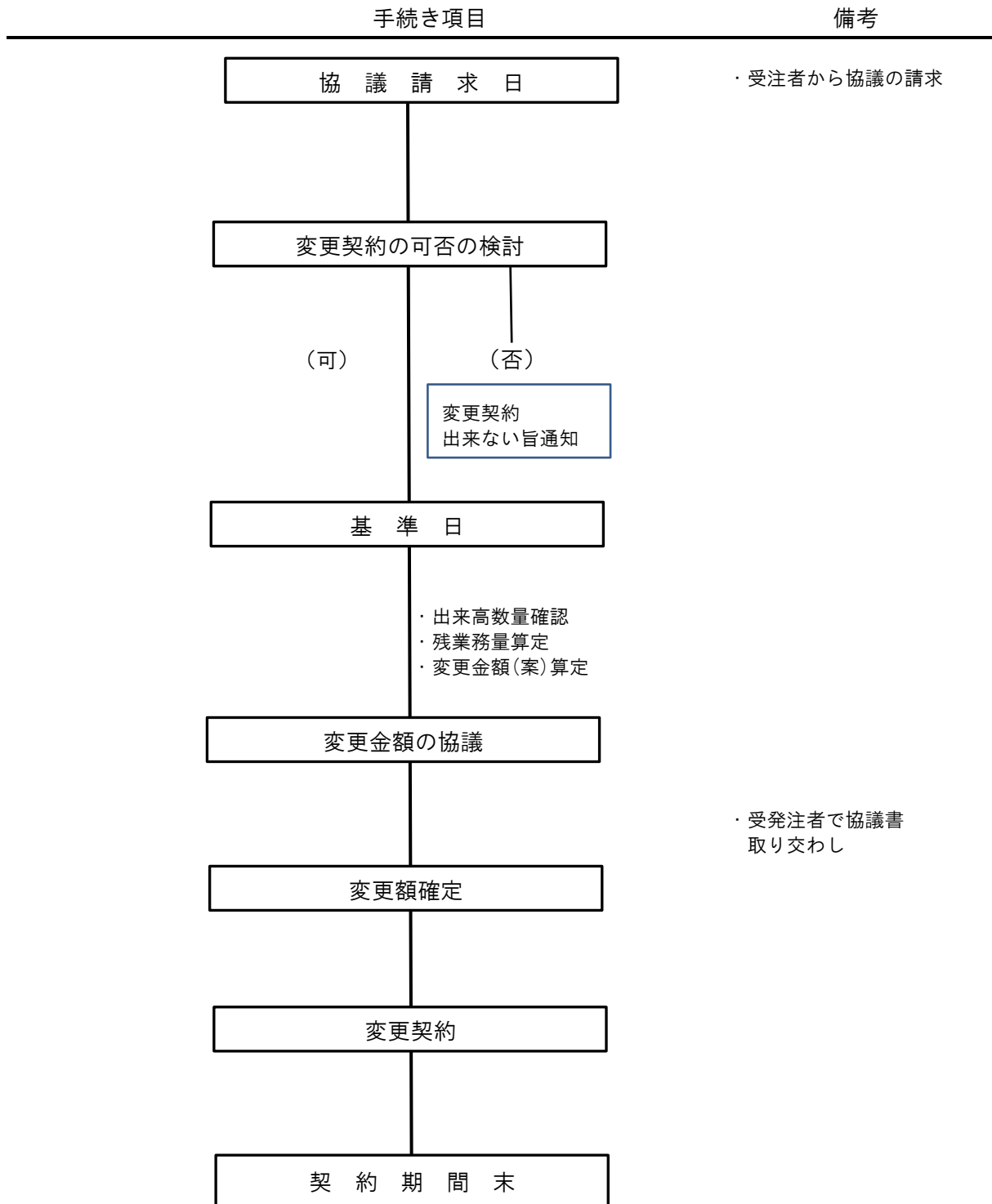
5. その他

- 本取扱いによりがたい場合は、受注者と協議のうえ個別に定めることとする。

6. 適用日

- 本取扱いは、令和7年7月9日から適用する。

協議手続きフロー



(別紙様式)

〔受注者からの協議請求〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府 様

受 注 者 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

委託役務契約書第〇〇条に基づく契約金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、労務費の上昇等により、委託役務契約書第〇〇条の規定に基づき契約金額の変更を協議します。

なお、契約金額が変更された場合は、その趣旨を承知したうえで、従事者への賃金水準の引上げについて適切に対応します。

記

1. 業 務 名

2. 契約金額 ￥

3. 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5. 変更請求概算額 ￥

6. 概算残契約金額 ￥

概算残契約金額とは、契約金額から希望基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額

7. 労務費の上昇内容

現在の労務費（円）	労務費の上昇率	労務費の上昇額（円）

8. 根拠資料

※労務費変動の根拠とする賃金水準は、各業務において積算に用いる公共工事設計労務単価、国の賃金に係る統計の単価や最低賃金等の上昇率など、原則として、国等により公表されているものとします。（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針」より）

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はありません。